

電力自由化により

「電気料金が安くなる」

などの勧誘に要注意!!

〇〇電力をご利用中の方へのご連絡です。
電気の自由化により、〇〇電力からの供給はそのまま、電気料金が値下げ可能になりました。



契約中の〇〇電力会社(その関連会社)からの連絡を装い、実際は別会社からの新規契約の勧誘。

毎月の電気料金が今後〇%安くなります。



実際には電気をたくさん使わないと安くない。

値下げの対象確認のため検針票の情報を教えてください。



検針票の情報で契約の切替えが可能。
安易に情報を教えない。

要注意ポイント!

契約相手を確認しましたか?

本当に安くなるプランですか?

契約期間、途中解約などの条件は?

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ！**

クーリング・オフの手続き

電話勧誘販売による取引は、契約書面を受け取った日を含めて**8日間以内**であれば、**無条件で契約解除**ができます。

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約（申込）年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名**、「**この契約を解除します**」ということを書きます。**あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに**。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

- 契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていても、**契約を解除できる場合があります**。
- 勧誘時に事実と違う話をされた場合などには、**契約を取り消せる場合があります**。

諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

書面の記載例

切手	□□□□ □□□□
××県×市×町×丁目×番×号	
株式会社××× 御中	

通知書	
この契約を解除します。	
契約（申込）年月日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇一式
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社 ×××
	<input type="checkbox"/> 営業所
	担当者△△△△
支払った代金〇〇円を返金してください。	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	〇〇〇〇

困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。



消費生活センター
消費者ホットライン ☎（局番なし）**188**

いやや!